

仙台市職員共済組合 被扶養者認定基準及び取扱い

令和7年3月31日

(目的)

第1条 この基準は、仙台市職員共済組合（以下「組合」という。）が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年10月3日自治甲公10。以下「運用方針」という。）その他法令で定めるところに従い、法第2条第1項第2号に規定する被扶養者の認定等を公正かつ適正に行うことを目的として、必要となる事務取扱いの細目を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 法及び関係法令・通達等に基づき、被扶養者として認定を受けようとする者（以下「認定対象者」という。）について、その資格付与に必要な次の各号に掲げる要件を備えていると組合が判断した場合に被扶養者として認定するものとする。

- 一 認定対象者に対する組合員の扶養義務及び優先度（優先扶養義務等の要件）
- 二 認定対象者が主として組合員の収入によりその生計が維持されていること（生計維持要件）
 - ア 認定対象者の収入状況及び組合員による生計維持状況（同一世帯の場合）
 - イ 認定対象者に対する組合員の生計費の経済的支援（仕送り）による生計維持状況（同一世帯でない場合）
- 三 認定対象者（配偶者及び未成熟子を除く。）の生計維持を組合員が生活扶助義務の範囲で継続的に行えること（経済的扶養能力の要件）

2 前項各号に掲げる各要件については、第13条及びその他関連する条項に改めて詳細を規定する。

また、その取扱いに関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び総務大臣の定める運用方針中の定めのほか、健康保険法における被扶養者の認定の取扱い等（「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付保発第9号・庁保発第9号）通知をはじめとする関連諸通知（巻末の「被扶養者認定関連通達集」を参照））を参考にして行うものとし、収入要件、扶養の事実、生計の実態、組合員の扶養能力及び社会通念等を総合的に審査するものとする。

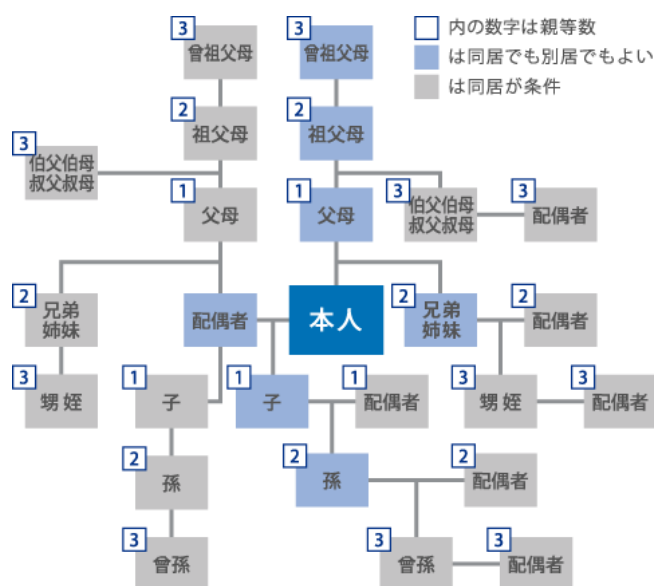
(被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者とは、次の各号に掲げる者であって、前条に掲げた認定基準における各要件を備えているものとする。

- 一 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「内縁関係にある配偶者」という。）を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「2親等内の血族等」という。）
- 二 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族（前号に掲げる者を除き、内縁関係にある配偶者の子及び父母を含む。以下「3親等内の親族等（同居要件者）」という。）

- 2 次に掲げる者は、前項にかかわらず、被扶養者から除くものとする。
- 一 後期高齢者医療制度の被保険者
 - 二 日本国内に住所を有しない者（ただし、第3項に掲げる者を除く。）
 - 三 日本国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」で来日した者
 - 四 日本国籍を有しない者であって、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
- 3 前項第2号ただし書きの者とは次の各号に定める者をいう。
- 一 外国において留学をする者
 - 二 渡航目的やその他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令（施行規程第2条の3）で定める者

（3親等内親族表）



（稼働能力に関するみなし規定）

- 第4条 認定対象者が18歳以上60歳未満の者にあつては、稼働能力があるものとみなして、第2条に定める各要件を具備しているか否かを具体的に調査確認し、被扶養者としての該当性を判断しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる者にあつては、稼働能力がない者とみなして、被扶養者としての該当性を判断できるものとする。
- 一 18歳未満及び60歳以上の者
 - 二 一般職給与法第11条及びそれに相当する給与条例の規定による扶養親族
 - 三 学校教育法に規定する学校に在学する学生（ただし、定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。以下「学生」という。）及びこれに準ずる者
 - 四 所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族
 - 五 病気や負傷のため稼働能力を失っている者
 - 六 前号までに定める趣旨に準じて稼働能力がないとみなされる者

(認定対象者が被扶養者に該当しない場合)

第5条 第2条第1項の認定対象者が他の健康保険の被保険者である場合は、被扶養者として扱わない。

また、認定対象者のうち、次の各号に掲げる者は、第2条第1項第2号の要件である「主として組合員の収入によりその生計が維持されている」者に該当しない。

一 運用方針第2条関係第1項第2号の2(1)に定める、認定対象者について組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者

二 運用方針第2条関係第1項第2号の2(2)に定める、組合員が他の親族と共同して同一の者を扶養する(以下「共同扶養」という。第9条参照。)場合において、扶養義務の優先順位及び社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者

三 運用方針第2条関係第1項第2号の2(3)に定める、年額130万円(19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者を除く)である場合には、年額150万円。公的年金等のうち、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者である場合には、年額180万円。以下「収入基準額」という。)以上の恒常的な収入(雇用保険法に基づく失業等手当及び健康保険法等に基づく保険給付の給付金を含む。)がある者

なお、この基準でいう収入基準額とは、最低限の生活を維持するとした場合の1人当たりの最低水準の収入額を意味するものとする。

四 法人の役員となっている者で、当該法人から労務の対象として報酬を受ける者。ただし、非常勤の職の者を除く。

五 親族以外の者を常時雇用する事業経営者

六 その他、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、社会通念上、組合員を主たる扶養者としてすることが妥当性を欠く、又は不合理な場合

ア 組合員以外の共同扶養者で年間収入が組合員より多い者がいる場合

イ 同居の父母等を扶養するに当たり組合員より他の同居者の生計費の負担割合が多い場合

ウ 別居の父母等を扶養するに当たり組合員より他の者からの仕送り額の方が多い場合

エ 別居の父母等を扶養するに当たり組合員の仕送り額が当該父母等の全収入(仕送り分を除く。)の2分の1を超えない場合

オ 認定対象者が組合員からの経済的援助がなくとも自活できる生計状況にある場合

カ 認定対象者に対する組合員の経済的援助が自身の扶養能力を超えている場合

(同一世帯の定義)

第6条 法第2条第1項第2号中の「同一世帯に属する」「同一の世帯に属する」の定義・基準については、次の各号に定めるところによる。

一 同一世帯の定義

組合員と生計を一にし、かつ、同居している場合をいう。

なお、この場合の生計とは、生活を維持するための家族経済の単位をいい、同居とは、常態として同一家屋内において継続的に親族と一緒に生活することをいうものとする。

二 住民票との関係

同一の住民票に記載されていても、実態として別居している場合は、「同一世帯に属する」とみな

さない。

（同居扶養と別居扶養の取扱い）

第7条 認定対象者が主として組合員の収入により生計が維持されていること（生計維持要件）の認定における、認定対象者と組合員が「同居している場合（以下「同居扶養」という。）」又は「同居していない場合（以下「別居扶養」という。）」の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ただし、組合員の配偶者及び子（第4条第2項の規定に該当する、稼働能力がないとみなされる者に限る。）を認定対象者として審査する際には、個別に審査する収入基準額及び仕送りに関する要件以外の認定要件を課さないものとする。

一 「同居扶養」の取扱い

ア 同居者優先の原則

扶養義務の順位が同等の者同士で共同扶養するとき、一方が認定対象者と同居している場合は、原則として同居している扶養義務者の被扶養者とする。

イ 収入が最大の者優先の原則

組合員が認定対象者と同居し、組合員以外にも同居している扶養義務の優先度が同等の者がいるときは、その中で一番収入が多い者の被扶養者とする。

二 「別居扶養」の取扱い

別居扶養における被扶養者認定では、生活場所を共にしていないため、専ら別居する認定対象者への経済的支援（仕送り）をしていることが生計維持の判断根拠となるため、次に掲げるもののうち、ア（①～③）の要件のすべて（以下「仕送りの要件」という。）を満たすことを確認し判断する。

ア 仕送りの要件

① 仕送り額

組合員から認定対象者に対する経済的支援（仕送り）が月額5万円以上の場合に認定できるものとする。

※ 130万円（最低限の生計を維持するための額）×1/2＝65万円
65万円÷12か月≒5万円（単位未満切捨て）

② 仕送り方法

金融機関からの送金又は現金書留による毎月一定額の定期的な送金とし、現金の手渡しや現物（食料や衣料等）を渡すことによる方法は認めないこととする。

③ 仕送りしていることの証明（必要事項）

振込人、受取人、送金日、送金額を確認できる送金方法であること（金融機関の通帳（利用明細）又は振込依頼書等の確認書類の提示）。

ただし、次条に規定される「同居」・「別居」での例外的取扱いのうち、就学別居や勤務上別居に該当する者については、仕送りを確認する書類の提出を省略することができる。

イ 仕送り額最大の者優先の原則

別居している認定対象者を協力して扶養するため、組合員と組合員以外の者が仕送りしている場合には、仕送り額の最も多い者を主たる扶養者とみなす。ただし、法又は民法が規定する扶養義務の考え方に背反しないか疑義が生じる場合には、生活援助者各々の資力、収入及び社会通念等を勘案し、自身の世帯の生活水準を下げない程度の扶養能力（生活扶助義務）の範囲で支援がなされているか等について適宜審査するものとする。

(「同一世帯」及び「同居」・「別居」における例外的取扱い)

第8条 次の各号の一に該当する場合には、第7条の「同居している」ことを要しないものとする。

一 勤務上別居の場合

勤務上別居を要する場合又はこれに準ずる場合（例 病院勤務の看護師）

二 人事異動に伴う別居の場合

転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合

三 就学別居の場合

第4条第2項第3号に規定する学生及びこれに準ずる者が、教育を受けるため別居となる場合

2 次の各号の一に該当する場合は、第6条第1項中、「常態として同一家屋内において継続的に親族と一緒に生活」していない状況があっても、同条同項に規定する同居とみなす。

一 病院、診療所等に入院している場合

ただし、原則として入院又は入所前に組合員と同居していた場合に限る。

二 各種福祉施設に入所している場合

組合員と同居していた被扶養者が、次に掲げる施設等に入所している場合。ただし、当該各施設の利用料等を組合員が一部又は全部を負担している場合に限る。

① 身体障害者福祉法に規定する障害者支援施設等

② 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設

③ 介護保険法に規定する介護老人保健施設

3 次の各号の一に該当する場合は、「別世帯」として取り扱うものとする。

一 同一敷地に存する別棟の住戸

同一敷地内に組合員と認定対象者が別棟に居住している場合

二 同一敷地に1棟の住戸

組合員と認定対象者が二世帯住宅又はマンション等集合住宅に世帯を分けて居住している場合

(扶養義務と認定上の取扱い)

第9条 本基準においては、民法上の扶養義務を「自己の資産や労働のみでは自立した生活を送れない人を経済的に援助する義務のこと」として捉え、次表に掲げるように扶養義務の程度及び義務実現の可能性並びに扶養義務者が複数いる場合の優先度等によって分類した上で、各々の形態に応じ、扶養義務の認定を適切に行うこととする。

<扶養に関する民法の規定の種類と内容>

生活費負担者の関係性	条文（民法）	扶養義務の程度	義務実現の可能性
夫婦間	第752条, 第760条	生活保持義務（強い）	絶対的扶養義務（優先）
親と未成熟子の間	第752条, 第760条	生活保持義務（強い）	絶対的扶養義務（優先）
親子間（上記以外）	第752条	生活扶助義務	絶対的扶養義務（優先）
直系血族, 兄弟姉妹（上記以外）	第877条第1項	生活扶助義務	絶対的扶養義務（優先）
3親等内の親族（上記以外）生計維持関係があり, 同一世帯（同居）であること	第877条第2項	生活扶助義務	相対的扶養義務

<用語の意味>

※「生活保持義務」…扶養義務者自身の生活水準を下げてでも同じ水準の生活を被扶養者にも保障する義務をいい、対象者が夫婦である場合には一方の配偶者が、未成年の子である場合にはその両親が生活保持義務を負うことになる。

※「生活扶助義務」…扶養義務者自身の生活を保持することを前提とし、その余力の範囲内で被扶養者を扶養する義務をいう。兄弟姉妹間や成人した子に対する両親が負う扶養義務は、この生活扶助義務の範囲で行われるべきものである。

※「絶対的扶養義務」…民法は、夫婦相互間と直系血族及び兄弟姉妹は相互に扶養義務があると規定しており（第752条、第877条第1項）、法律上、当然に扶養義務を負う。

※「相対的扶養義務」…家庭裁判所は特別の事情があるときに審判によって3親等内の親族間においても扶養義務を負わせることができると規定している（第877条第2項）。

※「優先扶養義務者」…民法第877条では「直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある。」と定めており、例えば、組合員の親に対する扶養義務は組合員自身及びその兄弟姉妹にも同等の義務があるとされている。

したがって、被扶養者認定に当たっては、組合員以外の扶養義務者（組合員の両親、兄弟姉妹等）の有無とその者の経済的扶養能力等について確認する必要がある。

※「共同扶養」…扶養義務者が複数いる場合に、組合員と他の親族で扶養義務のある者と共同して同一人を扶養する場合を「共同扶養」という。下表に○がある者が「主たる扶養義務者」又は「優先扶養義務者」で、2つに○があるときが組合員と他の親族が共同扶養する場合に該当する。この場合、被扶養者認定では、員数にかかわらず、原則として年間収入（以下「年収」という。）の多い者を「主たる扶養義務者」として取り扱う。

＜優先扶養義務者の表＞

被扶養者とする者	共同で扶養する者			
祖父母		組合員	○	祖父母の子
父又は母		組合員	○	父又は母
父母	○	組合員	○	兄弟姉妹
義父母 (配偶者の父母)		組合員	○	配偶者
子	○	組合員	○	配偶者
結婚した子		組合員	○	子の配偶者
配偶者の子		組合員	○	配偶者
孫		組合員	○	子
兄弟姉妹		組合員	○	父母
兄弟姉妹 (父母なし)	○	組合員	○	兄弟姉妹

（優先扶養義務）

第 10 条 民法第 752 条では夫婦に関し相互に扶養義務があることが定められており「夫婦相互扶助」の原則の根拠となっている。

また、同法第 877 条第 1 項では、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」と定められており、直系血族と兄弟姉妹（以下「直系血族等親族」といい、直系血族には、父母・祖父母・曾祖父母・子・孫・ひ孫などが該当する。）を範囲とする親族間における相互扶助の原則の根拠となっている（以下、本基準でこれを「直系血族等親族相互扶助」という。）。

なお、当該扶養義務の相対的な順位が高い者を本基準においては、「優先扶養義務者」という。

ここでいう「相対的」の意味は、順位が法定されているものではなく、あくまで親族間の協議により決まることが原則であることを指している。そこで、当組合においても事案に応じて親族間の協議結果を書面により届出させ（以下「扶養協議書」という。）、法及び民法の定めによる扶養義務の優先順位の考え方に背反しない限り、これを以て扶養義務者を最終的に決定できるものとする。

なお、これまでの家事事件の審判例から、複数の扶養義務者間における扶養義務の優先判断に一定の基準として参照することができる。その中でも代表的なものを示すと、次の各号のとおりである。

一 「生活保持義務」は「生活扶助義務」に優先する（兄弟姉妹や老親の扶養より未成熟子に対する扶養の方が優先する。）。

二 子に対する扶養は親権や同居の有無によって順位の差はない。

三 老親に対する子の扶養義務は、老親の兄弟姉妹の老親に対する扶養義務に優先する。

2 前項でいう、「生活保持義務」及び「生活扶助義務」の意義とは、民法に照らせば、次の各号に示すとおりである。

一 生活保持義務

扶養義務のある者が、自分の生活を犠牲にしてでも自分と同程度の水準の生活をできるように扶養する義務で、生活扶助義務より義務の程度が強い。

二 生活扶助義務

扶養義務のある者が自分世帯の社会的地位、収入等に相応した生活を確保した上で余力を残しながら生活に困窮する親族を扶養する義務で、自分の生活だけで余力がない、という場合には、扶養能力が不足しているとして義務は認められない。生活保持義務より弱い。

3 認定対象者について、次に掲げる例示のように、組合員より高い順位の扶養義務者である親族がいる場合には、原則として被扶養者として認定することはできない。

一 認定対象者に配偶者又は子（ただし、18 歳未満の者を除く。）がいる場合は、それらの者が、認定対象者と同一世帯であるか否かを問わず、優先扶養義務者となる。

二 認定対象者に 2 親等内の血族等（前号に規定する者を除く。）がいる場合は、それらの者が、認定対象者と同一世帯であるか否かを問わず、優先扶養義務者となる。

ただし、第 1 号又は第 2 号の優先扶養義務者について、扶養能力がない場合はこの限りではなく、優先扶養義務者と認定対象者との間での相互扶助の観点から次条及び第 13 条において課される一定の収入基準額の要件を満たせば、組合員の被扶養者として認定できるものとする。

(扶養義務の諸原則)

第 11 条 前条までの規定による親族を構成する者の地位（続柄）に応じた扶養義務の種類や程度，優先度に加えて，次の各項に掲げる被扶養者認定固有の原則により，これに基づいた認定を行うものとする。

2 夫婦相互扶助義務

認定対象者に配偶者がいる場合には，夫婦 2 人お互いに各々を優先扶養義務者とする 1 つの生計維持単位とし，双方の収入の合算額が夫婦単位で最低限の生活が維持できるとする限度（以下「合算収入基準額」という。）未満であるときに組合員の被扶養者として認定の可否を判断するものとする。

なお，「合算収入基準額」は，収入基準額の合算額から 15%（共通生計費）を割落率とし，合算額に 85% を乗じたものとする。（【別表第 1－①】参照）

3 直系血族等親族相互扶助

認定対象者に直系の血族や兄弟姉妹に属する優先扶養義務者がおり，その者が組合員より順位の高い扶養義務者である場合にあっては，原則その者の被扶養者となる。ただし，その者に扶養能力がない場合は，前項に準じ，認定対象者と当該優先扶養義務者双方の収入の合算額がその合算収入基準額未満であるときに組合員の被扶養者として認定の可否を判断するものとする。

なお，認定対象者が 2 人以上である場合の合算収入基準額については，【別表第 1－②】の算式㉔を参照のこと。

4 3 親等内の親族等の相互扶助

認定対象者が 3 親等内の親族等（同居要件あり）の場合は，認定対象者の扶養義務者（配偶者又は直系血族等親族）の被扶養者となる。ただし，その者に扶養能力がない場合は，前項に準じ，認定対象者と当該優先扶養義務者双方の収入の合算額がその合算収入基準額未満であるときに組合員の被扶養者として認定の可否を判断するものとする。

また，同居要件により，認定対象者が組合員と同居していない場合は，組合員の被扶養者とすることはできない。

(優先扶養義務者が複数いる場合)

第 12 条 組合員以外の者と複数で認定対象者を共同扶養する場合は，扶養義務の優先度（順位），収入の多寡（扶養能力）及び生計維持の事実等を総合的に審査し，被扶養者としての認定の可否を判断する。

次の各項に掲げる，子に対する夫婦，親に対する兄弟姉妹等，民法及び社会通念上組合員よりも高い優先度を持って扶養義務を負うべき親族がいる場合には，原則として組合員の被扶養者として認定しない。ただし，当該扶養義務者に扶養能力及び扶養の事実がないと認められる場合は，この限りでない。

2 子に対する夫婦の共同扶養（夫婦共同扶養）

夫婦が子に対して共同扶養を行う場合の認定については，「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（令和 3 年 4 月 30 日付け保保発 0430 第 2 号厚生労働省保険局保険課長通知・保国発 0430 第 1 号同省同局国民健康保険課長通知）及び同標題（令和 3 年 5 月 13 日付け総行福第 129 号総務省自治行政局公務員部福利課長通知）の内容に基づき，次の各号に規定するところによる。ただ

し、認定対象者が扶養手当の支給対象である場合には、原則として扶養手当又はこれに相当する手当を受給している者の被扶養者とする。

- 一 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として、その中で年収が一番多い者の被扶養者とする（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）。
- 二 夫婦双方の年収が同程度（年収の差が1割以内の場合は同程度とみなす。次号において同じ。）であり、一方が健康保険等の被保険者であるとき、双方とも扶養手当を受給していない場合は、認定対象者を税法上の扶養親族としている方の被扶養者とする。
- 三 一方が国民健康保険の被保険者であり、組合員が扶養手当を受給していないとき、組合員の年収が一方と同程度以上であり、かつ、組合員が対象となる方を税法上の扶養親族としている場合に、組合員の被扶養者とする。
- 四 主として生計を維持する者が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。ただし、新たに誕生した子については、改めて前一から三までの各号の基準により認定手続きを行うこととする。

3 親に対する兄弟姉妹の共同扶養（兄弟姉妹共同扶養）

- 一 組合員以外に親と同居している兄弟姉妹がいる場合は、原則として、その中で年収が一番多い者の被扶養者とする（ただし、親が夫婦である場合には、前条第2項に規定する夫婦相互扶助による合算収入基準額未達である場合に限る。以下同じ。）。
- 二 組合員が親と別居し、他の兄弟姉妹が親と同居している場合は、同居する他の兄弟姉妹の中で、年収が一番多い者の被扶養者とするを原則とする。
- 三 組合員及び他の兄弟姉妹が、いずれも親と別居している場合で、かつ、その中の複数名によって仕送りによる共同扶養をしている場合は、最も多く仕送りをしている者の被扶養者とするを原則とする。

（認定要件と審査の手順）

第13条 被扶養者の認定審査に当たっては、認定対象者に対する扶養義務の順位が組合員より同等以上の者が「いる」場合と「いない」場合とに分け、それぞれの場合毎に、組合員からの「同居扶養」又は「別居扶養」が成り立つ可能性について、次項以下に定める要件を満たしているかを審査することにより判断するものとする（下表参照。）。

ただし、組合員の配偶者及び子（第4条第2項の規定に該当する稼働能力がないとみなされる者に限る。）を認定対象者として審査する際には、下表3-①及び③に示す個別に審査する収入基準額及び仕送りに関する要件以外の認定要件は考慮しないものとする。

また、審査の過程において、法又は民法が規定する扶養義務の考え方に背反しないか疑義が生じる場合には、生活援助者各々の資力、収入及び社会通念等を勘案し、生活扶助義務の範囲で支援がなされているか等について適宜検証するものとする。

＜各種要件の組合せ一覧＞

組合員との対象者の続柄	1. 優先扶養義務等の要件	2. 同一世帯要件		3. 生計維持要件			4. 経済的扶養能力要件
		①生計同一要件	②同居要件	①収入基準額要件	②収入割合要件	③仕送り要件	
①配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者（②において「内縁関係にある配偶者」という。）を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（以下「2親等内の血族等」という。）	□扶養義務の関係あり *生活保持義務（配偶者、子） *生活扶助義務（その他） *絶対的扶養義務 *夫婦相互扶助義務 *直系血族等親族相互扶助義務	□満たしている	□同居している	□単数のとき ➡ 収入基準額未達（対象者が独力で生計維持できる） □複数のとき ➡ 合算収入基準額未達（相互扶助義務） *「夫婦相互扶助義務」の場合（i）	□収入割合要件（対象者の収入 < 組合員の収入 * 1/2）	□必要ない □仕送り要件（月額5万円以上送金）	□1人当たり平均世帯生計費要件（生活扶助義務を超えた生活保持義務まで扶助していないか） ⇒ただし、配偶者と18歳未満の子を除く。
②組合員の3親等内の親族（①に掲げ得る者を除き、内縁関係にある配偶者の子及び父母を含む。以下「3親等内の親族等（同居要件者）」という。）	□優先扶養義務者がいない *相対的扶養義務	□満たしている	□同居している	*「直系血族等親族相互扶助義務」の場合（ii）		□必要ない	

認定対象者に対する扶養義務の順位が組合員と同等の者がいる場合は、次の各号に掲げる取扱いとする。

一 組合員と優先扶養義務が同等の場合

第12条に定める判断基準により審査することとする（①収入の多寡、②同居の有無、③仕送りの多寡）。

二 扶養協議書

前号に掲げる場合にあっては、法及び民法の定めによる扶養義務の優先順位の考え方に背反しない限り、第10条にいう「扶養協議書」に基づいて認定することを妨げない。

2 組合員と優先扶養義務が同等以上の者がいる場合

認定対象者について、組合員より順位の高い扶養義務者がいるときは、原則として組合員の被扶養者として認定できない。扶養義務が組合員と同等であっても、収入が最も多い者が組合員以外にいるときは、「主として組合員によりその生計が維持されていること」に該当しないため、組合員の被扶養者として認定できない。ただし、次の各号以下に掲げる区分に応じ、当該各細目に規定する要件をすべて満たす場合には、この限りでない。

また、員数にかかわらず、当該優先扶養義務者に扶養能力がない場合には、組合員より高い優先扶養義務者がいない場合に準じて次項の規定により判断するものとする。

一 認定対象者が組合員と同一世帯である場合（同居扶養）

ア 生計維持要件

① 収入基準額要件

認定対象者の収入が当該基準額未達であること。

② 合算収入基準額の要件

i 夫婦相互扶助の場合

認定対象者に配偶者がいる場合は、第11条第2項により、認定対象者と配偶者の年収の合算額が、各々の収入基準額を合算し、【別表第1-①】の「合算収入基準額表」に規定する合算収入基準額未達であること。

ii 直系血族等親族相互扶助の場合

認定対象者に直系血族（父母、祖父母、曾祖父母、子、孫、曾孫等）又は兄弟姉妹がいる場合は、第11条第3項により、前記 i に準じ、認定対象者と同居する当該優先扶養義務者の年収の合算額が、【別表第1－②】の算式㉔による合算収入基準額未満であること。

- ③ 組合員の年収に占める認定対象者と優先扶養義務者の収入合算額の割合要件（収入割合要件）
認定対象者と同居する当該優先扶養義務者の年収の合算額が組合員の年収の2分の1未満であること。

なお、認定対象者が複数の場合には、1人の対象者につき、当該要件を個別に審査する。

イ 組合員の経済的扶養能力要件

組合員が行う生計維持が自己と自己の世帯の生活水準を維持したうえで、困窮している人を援助する「生活扶助義務」の範囲で行われているか等、法又は民法が規定する扶養義務の考え方に背反しないか疑義が生じる場合には、扶養能力について検証するため、適宜認定対象者世帯と組合員世帯の1人当たり世帯平均生計費の比較を行った上で判定するものとする。

認定に当たっては、次の算式㉕を満たすことが原則であり、認定対象者の年収が組合員の年収を世帯員数（組合員本人＋既認定者数）で除した額（＝1人当たり世帯平均生計費）を超える場合は、認定を差し控えるものとする。

<算式㉕：世帯平均生計費の算式（仕送りのない場合）>

認定対象者の収入 ≤ 1人当たり世帯平均生計費

＝組合員の年収 ÷（組合員本人＋現在の被扶養者数）

二 認定対象者が組合員と同一世帯でない場合（別居扶養）

ア 生計維持要件

① 収入基準額要件

認定対象者の収入が収入基準額未満であること。

② 合算収入基準額の要件

i 夫婦相互扶助の場合

認定対象者と同居する配偶者の年収の合算額が【別表第1－①】の「合算収入基準表」に規定する合算収入基準額未満であること。

ii 直系血族等親族相互扶助の場合

認定対象者と同居する当該優先扶養義務者（直系血族又は兄弟姉妹）の年収の合算額が【別表第1－②】の算式㉔による合算収入基準額未満であること。

③ 仕送り要件

i 月額5万円以上の送金が定期的に行われていることをはじめ、第7条第1項第2号アに示された要件のすべてを満たすこと。

ii 組合員と別居の認定対象者が複数人である場合は、別居世帯の生計費の共通経費分が圧縮されることを考慮し、次条第1項第3号イ②に示された算式㉖により算出された5万円を超える程度（5万円×人数×85%程度を目安）の経済的支援が認定対象者へ送金されていること。

④ 組合員の仕送りが認定対象者の年収に占める割合要件（収入割合要件）

員数にかかわらず、認定対象者の年収の合計より組合員からの経済的支援（仕送り）の額の

方が多い場合には、原則として被扶養者に認定する。

ただし、上記に該当しない場合にあっても、生活扶助義務者（認定対象者）への経済的援助額が自身と同水準を保障すべき生活保持義務者（同一世帯の家族）の生計費を上回することは非現実的と考えられるため、本号ア（①から③まで）の要件を満たしていることで、組合員が生計維持の中心的役割を果たしていると認められる限りは認定して差し支えない。

イ 組合員の経済的扶養能力要件

前号イに同じ。ただし、別居扶養の場合には、算式④を下の算式⑤に読み替えるものとする。

<算式⑤：世帯平均生計費の算式（仕送りのある場合）>

認定対象世帯の平均生計費	=	$\frac{\text{仕送り額} + \text{認定対象世帯の年収額合計}}{\text{認定対象世帯人数}}$
△△		
組合員世帯の平均生計費	=	$\frac{\text{組合員同居世帯の年収} - \text{別居世帯への仕送り額}}{\text{組合員同居世帯人数}}$

3 組合員より高い優先扶養義務者がいない場合

次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号中の各細目に定める要件を満たす場合に、組合員の被扶養者として認定するものとする。

一 認定対象者が組合員と同一世帯である場合（同居扶養）

ア 生計維持要件

① 収入基準額要件

認定対象者の収入が収入基準額未満であること。

② 認定対象者の年収が組合員の年収に占める割合要件（収入割合要件）

認定対象者の年収が組合員の年収の2分の1未満であること。

なお、認定対象者が複数の場合には、1人の対象者につき、当該要件を個別に審査する。

イ 組合員の経済的扶養能力要件

前項第1号イに同じ。

二 認定対象者が組合員と同一世帯でない場合（別居扶養）

ア 生計維持要件

① 収入基準額要件

認定対象者の収入が収入基準額未満であること。

② 仕送り要件（経済的支援の送金額）

前項第2号③に同じ。

③ 組合員の仕送りが認定対象者の年収に占める割合要件（収入割合要件）

員数にかかわらず、認定対象者の年収の合計より組合員からの生活援助（仕送り）の額の方が多い場合には、原則として被扶養者に認定する。

ただし、上記に該当しない場合にあっても、本号アの①及び②の要件を満たしていることで、組合員が生計維持の中心的役割を果たしていると認められる限りは認定して差し支えない。

イ 組合員の経済的扶養能力要件

前項第2号イに同じ。

（認定対象者が複数（２人以上）の場合）

第 14 条 前条までにいう認定対象者については、特段の断りがない限り、単数（１人）の場合としての取扱いを規定しているが、認定対象者が複数（２人以上）となる場合には、単数（１人）として規定している箇所を複数の場合として、次の各号に規定する内容を当てはめて本基準や取扱いを運用することとする。

一 夫婦相互扶助の場合

認定対象者が夫婦である場合、第 11 条第 2 項に規定する夫婦相互扶助義務により、２人を１つの生計維持の単位として取扱い、前条第 2 項第 1 号ア②又は同第 2 号ア②の合算収入基準額等を用いて審査の上、被扶養者としての認定の可否を判定するものとする（組合員との同居の有無を問わない。）。

二 直系血族等親族相互扶助の場合

認定対象者の全員若しくは一部が第 11 条第 3 項に規定する直系血族等親族相互扶助義務により、互いに相互扶助義務を負うべき親族に属する者同士である場合には、前条第 2 項第 1 号ア② ii（又は第 2 号ア② ii）に規定する合算収入基準額等を用いて審査の上、被扶養者としての認定の可否を判定するものとする（組合員との同居の有無を問わない。）。

三 組合員の経済的扶養能力を審査する必要がある場合

組合員が行う生計維持が自己と自己の世帯の生活水準を維持したうえで、困窮している人を援助する「生活扶助義務」の範囲で行われているか等、法又は民法が規定する扶養義務の考え方に背反しないか疑義が生じる場合には、組合員の経済的扶養能力の範囲内での支援に収まっているかについて検証するため、認定対象者世帯と組合員世帯の 1 人当たり世帯平均生計費の比較を必要に応じて行い、判定する。

ア 複数の認定対象者が組合員と同一世帯（同居）の場合

前条第 2 項第 1 号イに示された**算式④**により世帯 1 人当たりの平均生計費を算出し、これを複数の認定対象者 1 人当たりの年収とそれぞれ比較し、これを超えない場合は認めるものとする。

イ 複数の認定対象者が組合員と別世帯（別居）の場合

① 前条第 2 項第 2 号イに示された**算式⑧**により、組合員の扶養する現世帯 1 人当たりの生計費とこれから援助しようとする世帯 1 人当たりの生計費を比較することで、その支援（額）の実態が生活扶助義務の考え方に矛盾しないかを確認するものとする。

② 複数の認定対象者に対する送金額（下限）

認定対象者が複数おり、それぞれ世帯を別に行っている場合には、単数のときと同じ取扱いとする。組合員が複数の認定対象者と別居しており、認定対象者同士は同居している場合の送金額については、【別表第 1－②】に準じ、次のとおりとする。

＜算式⑩：複数の認定対象者に仕送りをする場合の送金額（下限）＞

$$5 \text{ 万円} \times n \text{ 人} \times (85\%)^{n-1} \times n = \text{人数}$$

例) 1 人：5 万円，2 人：8.5 万円，3 人：10.8 万円，4 人：12.2 万円…程度の額を目安とする。

（被扶養者認定における収入）

第 15 条 運用方針第 2 条関係第 1 項第 2 号の 2(3)の規定中、次の各号に掲げる用語の意義等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 年額

現在及び将来にわたる収入状況から推計した、向う 1 年間の収入（「年収」）をいい、原則として次の算定式によりこれを見積もるものとする。

年収＝給料月額×12 月＋賞与相当分

二 所得

所得税法に規定する所得（課税対象所得）と異なり、次に掲げる範囲と金額の合計額で、非課税所得（障害年金、遺族年金等）も含めたその者の恒常的な収入の総額をいう（以下「収入」という。）。
なお、事業収入等にあつては、所得税法上の必要経費控除前の総収入を基本とし、社会通念上明らかに当該収入を得るために最低限必要と認められる経費に限り、その実額を控除して得た額を収入とする。

ア すべてを所得とする収入

- ① 俸給、給料、賃金その他これらの性質を有する給与（通勤手当等諸手当を含み、賞与は支給対象月数で按分し各月に加算する。以下「給与」という。）
- ② 年金（遺族・障害年金を含む。）、恩給（扶助料を含む。）等の公的年金（以下「年金等」という。）、企業年金又は個人年金等の私的年金（ただし、個人年金については、年金の種類やその内容により判断する。）
- ③ 公債、社債及び預貯金の利子並びに信託の収益の分配
- ④ 法人から受ける利益、利息の配当又は剰余金の分配
- ⑤ 雇用保険法に基づく失業等給付、健康保険法等に基づく保険給付（傷病手当金等）又は労働者災害補償保険法に基づく休業補償給付等

イ 【別表第 2】に掲げる経費を控除した額を所得とする収入

- ① 商業、工業、農業、水産業、医療、著述業その他の事業から生ずる収入
- ② 不動産、不動産の上に存する権利の貸付けによる収入

2 第 5 条第 1 項第 3 号に規定する収入基準額のうち、「年額 130 万円」、「年額 150 万円」及び「年額 180 万円」の収入額は、収入の種類により、次の各号に示す例に従い把握するものとする。

一 年額

農業・事業・不動産収入等、年金収入

二 月額

給与収入（給与の支払日の属する月を基準とする。）

三 日額

雇用保険法に基づく失業等給付又は健康保険法等に基づく保険給付（傷病手当金等）の給付金

なお、この収入基準額を月額又は日額に換算した額（以下、それぞれ「月額基準額」又は「日額基準額」という。）を示すと次表のとおりとなる。

(収入基準額の換算)

収入基準額の区分 形 態	60 歳未満の者	19 歳以上 23 歳未満の者 (組合員の配偶者を除く)	60 歳以上又は 障害年金受給要件 に該当する者
収入基準額 (年額)	1,300,000 円	1,500,000 円	1,800,000 円
月額基準額 (年額÷12)	108,334 円	125,000 円	150,000 円
日額基準額 (月額÷30)	3,612 円	4,167 円	5,000 円

3 収入の実績による推計

年金や賃貸収入のように毎月の収入が一定である場合は恒常的な収入額を推計できるが、事業収入や歩合制の給与収入等、毎年又は毎月の収入が不規則なものは一定の期間を経過しなければ恒常的な収入を推計できないこととなるため、所得税の確定申告において明らかとなる前年分の収入状況に基づき当年の収入額の推計をすることとする。

その場合、前年分の収入が12か月に満たないときは、12か月分に換算した額とする。ただし、その事業を廃業したとき等明らかに収入基準額未満又は以上となることが認められるときは、その時点での状況で収入を推計できるものとする。

4 各収入の捉え方・算定方法

各収入の捉え方は次の各号に定めるとおりとする。

なお、当該収入が認定対象者において複数の種類がある場合は、当該すべての種類の収入を合算しなければならない。

以上の考え方に基づく収入額の推計に関する方法については、【別表第3】を参照のこと。

一 給与収入等

給与収入とは、所得税法上の給与所得控除前の総支給額（通勤手当等を含む。）をいい、原則として給与月額により判断する。

なお、賞与等がある場合はこれを月額に按分し、給与月額に加算した額（月額）をもって判断する。

ア パート、アルバイト等月々の収入が変動する場合にあって、連続する3か月の給与月額が月額基準額以上となったときは、最初に超過した月の初日に遡って恒常的に基準額を超える収入があるものとみなす（取消日に関しては、第22条第2項参照。）。

< 3 か月連続で基準月額を超える場合の例 >

	給料 (円)	賞与 (円)	按分後 (円)	計 (円)
⋮	⋮	⋮		⋮
7 月	90,546		(10,000)	100,546
8 月	124,000		(10,000)	134,000
9 月	75,384		(10,000)	85,384
10 月	131,455		(10,000)	141,455
11 月	115,600		(10,000)	125,600
12 月	98,547	60,000	(10,000)	108,547
1 月	96,545			96,545
⋮	⋮	⋮		⋮

12 月分賞与を各月に按分した結果、10 月以降、3 か月連続して 108,334 円以上となったため、扶養取消に該当する。
(3 か月連続して超過した最初の月の初日を以て取消要件が生じた日として遡って取り扱う。この場合は 10 月 1 日。)

イ 雇用契約書等により給与月額が月額基準額以上となることが明らかである場合は、恒常的に基準額を超える収入があるものとみなす。

ウ 雇用契約書等で夏季又は冬季休業等が定められている場合は、年額で判断する。

エ 雇用契約の変更等により、毎月の給与が月額基準額未満となった場合は、最初の月の給与が基準額未満であることを確認できたことを以て認定基準額未満であるとみなす。

二 年金収入

公的年金等については、年金決定通知書又は改定通知書に記載された支給年金額とする。

なお、当該年金額が収入基準額以上となったときは、その年金額を知り得た日（年金決定（改定）通知書の通知日の翌日等）を以て恒常的に基準額を超える収入があるものとみなす。

個人年金等については、支給額から払込額（経費）を差し引いた後の額を収入とする。

三 事業収入等（事業・農業・不動産収入等）

個人事業主は国民健康保険に加入することが原則であるが、事業を営む目的が家計補助的な目的であり、将来的に収入基準額以上の収入が見込めない場合に限り、審査を行うこととする。

所得税法上の所得と異なり、明らかに社会通念上当該収入を得るために最低限必要と認められる経費に限り、その実額を控除して得た額を収入とする。

確定申告書の写し等から、次に掲げる事項を確認し、審査を行うこととする。

ア 事業の総収入から必要最低限の経費として組合が認める額（【別表第2】参照）を控除した後の額を以て審査する。控除した後の額がマイナスの場合は、0円とする。当該額が収入基準額以上の場合には、当該確定申告の課税対象期間（前年1月から12月まで）の初日から恒常的に基準額を超える収入があったものとみなす。

イ 収入減少等の理由が修繕等一時的な支出によるものではないことを確認するとともに今後収入が被扶養者としての条件を満たす状況にあるかを総合的に審査する。

ウ 従業員に対し、給料賃金及び雇人費を支払っている場合は、経営者であるため、被扶養者に該当しない。

四 失業等給付

支給日額（基本手当日額）が日額基準額以上となる場合は、その受給期間中は恒常的に基準額を超える収入があるものとみなす。

五 株式等の資産運用

株式等の「取得費」のみを必要経費として認め、その実額を控除して得た額を収入とする。

ア 株式等の種類

株式、投資信託、債券、外国為替証拠金取引（FX）、先物取引、暗号資産等の資産運用に係るものとする。

イ 保有している株式等をすべて譲渡した場合の取扱い

1年間（1月から12月まで）で一括して譲渡した場合は、一時所得とみなす。ただし、1年間で複数回にわたって譲渡した場合は、恒常的な運用として一時所得とはみなさない。

ウ 株式等の所得がマイナスとなった場合の取扱い

マイナスとなった場合は、0円として取り扱う。

エ 配当金の取扱い

株式等を保有している場合の配当金については、収入とする。

六 土地の譲渡や遺産相続による収入

取得した財産としての土地を一括処分して得た利益等は、一時所得とみなす。ただし、それらを原資に恒常的に不動産売買を行うことによって得られた利益（概ね2年以上にわたって得られたもの。）は収入とする。

七 その他の収入

利子収入・配当収入・健康保険法等による保険給付（傷病手当金等）は収入とする。

（最近の新制度に対応した取扱い）

第16条 被扶養者認定に関連する最近の制度改正により必要となる取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

一 組合員等からのDV被害を受けた被扶養者の認定に関する取扱い

本来、被扶養者の取消の手続きは、組合員からの届出・申告に基づいて行われるべきであるが、組合員等からDVを受けた被害者が被扶養者から外れることは、現実的に困難であるため、組合員からの届出がなくともDV被害者から証明書及び申出書が提出された場合に、取消を行うことができるものとする。

なお、手続きの詳細については、「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月31日付総務省自治行政局公務員部福利課長事務連絡（最終改正令和5年3月31日））の内容に拠るものとする。

二 日本国内に住所がない場合

被扶養者は、日本国内に住所を有する者であることが必要であるが、「被扶養者の国内居住要件等について」（令和元年11月15日付総行福第77号地方職員共済組合等理事長あて総務省自治行政局公務員部福利課長通知）に基づく国内居住要件の例外に該当する場合は（【別表第4】）、日本国内に住所がなくても日本国内に生活の基礎があると認められる者として取り扱う。

三 「パートナーシップ宣誓制度」における当事者の取扱いについて

各自治体で導入している「パートナーシップ宣誓制度」（LGBTQ等性的マイノリティのカップルである2人が一定の要件の下で自治体に対して、お互いをパートナーとする宣誓を行い、その宣誓書を当該自治体を受領した旨の証明書等を発行する制度）を利用している場合は、パートナーは被扶養者として認められない。

※ 法第2条第1項第2号ハ中には、「組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」の規定があるが、当該規定中「配偶者」又は「婚姻」の定義若しくは位置付けが、現行の行政解釈の範疇ではパートナーシップ関係にある当事者同士も含まれるとは明示されていないため、現状では、「内縁関係」にある当事者と同等に取り扱うことはできない。ただし、法改正又は解釈の拡大が今後あれば、この限りでない。

（認定対象者の続柄別の具体的取扱い）

第17条 第13条に定めた認定要件、審査手順による被扶養者の認定に関する具体的取扱いを対象者の続柄別に示すと、次の各号のとおりとなる。

一 配偶者

第3条第1項第1号にいう「内縁関係にある配偶者」に該当する場合とは、住民票の表記が「妻（未届）」又は「夫（未届）」と記載されているときに限る。

二 子

スポーツ、芸能や劇団活動をしている子は、第4条第1項の規定があるが、就労できない状態にあるとは判断できないため、収入状況を確認のうえ、認定する。

三 父母

ア 夫婦相互扶助義務の観点から合算収入額基準による審査を行う。

イ 組合員のほかに組合員の兄弟姉妹が父母と同居している場合は、年収が一番多い者の被扶養者とする。

組合員が別居しており、組合員の兄弟姉妹が父母と同居している場合は、原則として同居している者の被扶養者とする。

組合員、兄弟姉妹とも別居している場合は、仕送り額が最も多い者の被扶養者とする。

四 兄弟姉妹

認定対象者である兄弟姉妹に父母がいる場合は、兄弟姉妹の扶養義務は父母が優先するため原則として認定できない。

ただし、父母に扶養能力がない場合は、直系血族等親族相互扶助義務の観点から合算収入額基準による審査を行う。

五 祖父母

ア 父母の取り扱いに準じる。

イ 扶養義務は父母にあるが、父母も組合員の被扶養者となっている場合に認定対象者とする。

六 結婚している子及びその配偶者

ア 結婚している子の扶養義務は配偶者にあるため、原則認定できない。ただし、配偶者に扶養能力がない場合は、生計維持の実態等を確認し、判断する。

イ 子の配偶者については、組合員と同居していることが要件となる。

七 孫

孫の扶養義務は子にあるため、原則認定できない。ただし、次のア～ウの場合には、生計維持の実態等を確認し、判断する。

ア 子が被扶養者であること。

イ 子とその配偶者に収入がないこと。

ウ 子に配偶者がいないこと。

八 義父母

義父母の扶養義務は実子にあるため、原則認定できない。ただし、組合員と同居していること、かつ扶養義務者である実子（組合員の配偶者）が被扶養者の場合は、生計維持の実態等を確認し、判断する。

（被扶養者認定に係る届出、申告）

第18条 次号の一に掲げる事実が生じたときは、法第55条第1項及び施行規程第94条の規定に基づき、当該事実が生じた日から5日以内に被扶養者申告書及び個人番号申告票（以下「基本書類」という。）に、申告事由、認定対象者の続柄及び収入状況の区分に応じて【別表第5】、【別表第6】及び【別表第7】に定める各種書類（以下「確認書類」という。）を添え、所属所（課）を経由してその旨を組合に届け出なければならない。

一 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がいるとき

二 組合員について新たに被扶養者となる要件を備える者が生じたとき

三 被扶養者の要件を欠くに至ったとき

2 情報連携による確認書類提出の省略

認定対象者又は組合員に係る所得証明をマイナンバー制度における情報連携を活用することによって提出を省略する場合は、「同意書」の提出を必要とする。また、当該情報連携によって地方税関係情報を取得することに本人が同意しない場合は、従前のとおり所得証明書の提出を求めなければならない。

3 その他の書類の提出

組合は、前項の確認書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 確認書類の有効期限

交付又は作成日から3か月以内のものに限る（ただし、所得証明書等、その年度中変更がないものを除く。）。

（被扶養者認定の結果に係る通知）

第19条 前条に基づく被扶養者の認定に係る組合員からの届出・申告を組合が受理し、審査した結果については、「被扶養者認定に係る通知の発出等」（令和6年5月15日付総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡）の趣旨を踏まえ、認定、不認定又は取消の別に応じて、次の各号の一に掲げるとおり取り扱うものとする。

一 認定又は取消のとき

審査の結果が認定の場合は、資格情報通知書の送付を以て結果を当該組合員に対して通知したものとみなす。

また、取消の場合は、認定要件の喪失の事実は組合員が最も知り得る立場にあることから、当該組合員に対する通知を原則不要とする。ただし、求めに応ずる場合はこの限りでない。

二 不認定のとき

審査の結果、被扶養者として不認定の場合は、当該結果を法第117条第1項における審査請求ができる旨の教示を付すとともに、所属所（課）の長を経由して（ただし、退職した組合員を除く。）、当該組合員に対し、通知するものとする。

（事実発生日の取扱い）

第20条 被扶養者としての資格の認定又は取消は、組合員資格の取得日若しくは喪失日又は法第55条第2項及び施行規程第94条に規定する「事実が生じた日」として次条及び第22条に定める日から効力が発生するものとする。

2 法第55条第2項に規定する「30日」が土日祝日や年末年始（12月29日から1月3日）に当たる場合は翌開庁日とし、「届出を受けた日」は、次の各号の区分に応じそれぞれ定める日とする。

一 所属所（課）を経由して申告する場合

所属所（課）で申告書を受け付けた日

二 郵送等（任意継続組合員に限る）により申告する場合

組合が申告書を受け付けた日

3 遅延理由書

自己の責に拠らない理由（天災、事故・病気その他の事情）により、事実が生じた日から 30 日を経過して組合に被扶養者申告書が提出されたときは、遅延理由を申し立て、その理由が妥当であると認められる場合には、「事実が生じた日」からの認定の効力を生じさせることができる。

（認定の効力の発生）

第 21 条 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がいるとき、又は新たに被扶養者となる要件を備えた者が生じたときは、前条に基づく「事実が生じた日」から効力が発生する。

2 前項に規定する「事実が生じた日」とは、事由別に次表に規定するとおりとする。

要件が備わった事由		資格取得日
職員の採用		組合員が資格を取得した日
出生		出生日
婚姻		戸籍上の婚姻日
離職（退職）		離職（退職）日の翌日
収入減少		減少事由の発生日（雇用契約〔変更〕日、不明な場合は、被扶養者申告の受付日）
雇用保険受給終了		受給終了日の翌日
傷病・出産手当金の受給終了		受給終了日の翌日
扶養者の変更	離婚に伴う変更	離婚の翌日
	親権の変更	変更の日
	配偶者の離職等に伴う変更	離職等の翌日
	配偶者の所得減少	減少の翌日
同居		住民票記載の同居日
養子縁組		戸籍記載の養子縁組日又はそれ以降の同居日
事業の廃止		廃業の翌日
離婚		離婚の翌日
別居（仕送りを要件とする者）		送金を開始した日
その他事由発生日が明らかでない場合		所属所（課）受付日又はそれ以降の共済組合受付日

（資格の喪失）

第 22 条 被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、前条に基づく「事実が生じた日」から資格を喪失する。

2 前項に規定する「事実が生じた日」とは、事由別に次表に規定するとおりとする。

要件を欠くに至った事由	資格喪失日	
死亡	死亡日の翌日	
離婚	戸籍記載の離婚日の翌日又はそれ以前の別居日	
離縁	戸籍記載の離縁日の翌日又はそれ以前の別居日	
子等の婚姻	戸籍上の婚姻日	
就職（収入増）	就職日	
他の健康保険への加入（国保を含まない）	健康保険等加入日	
別居	同居要件・生計維持要件の者	住民票の別居日（転出日）又はそれ以前の別居日
	送金要件の者	継続的に送金をした最終月の翌月の初日
収入増加	雇用契約の変更	変更後の勤務開始日
	3 か月連続基準額超過	基準額を最初に超過した月の初日
事業収入増加	増加事由の発生日（発生日不明の場合は、確定申告を行った年の前年の初日）	
年金収入の増加	決定又は改定通知書の通知日の翌日	
雇用保険等の受給開始	受給開始日（支給対象期間の初日）	
傷病手当金・出産手当金の受給開始	受給開始日（支給対象期間の初日）	
個人事業の開始	事業開始の日	
その他の収入増加（不動産賃料の発生等）	増加事由の発生日（所有権移転の日、契約日等）	
後期高齢者制度加入	75 歳到達者	75 歳の誕生日
	前期高齢者で一定の障害がある者	後期高齢者医療制度の加入日
扶養義務者の変更による認定替	事由が生じた日	

（雇用保険法の失業給付の取り扱い）

第 23 条 次の各号の一に掲げるように、雇用保険法の失業等給付受給予定確認書類の入手と添付が必要となるので、届出・申出者は留意しなければならない。

一 離職した家族の扶養申告をするとき

ア 失業手当を受給する意思があるとき…「雇用保険受給資格者証」※退職後 1 か月程度で入手可能

イ 失業手当を受給する意思がない（求職活動しない）とき…「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」（離職票－ 1 でも可。）

ウ 失業手当の受給期間を延長するとき（病気やケガ、出産、育児等）…「受給期間等延長通知書」

エ 雇用保険に未加入であったとき…離職した会社からの未加入又は離職票未発行である証明書

オ 失業手当の受給が終了したとき…「雇用保険受給資格者証」※受給開始していれば入手済

二 出産・病気等を理由に離職した家族の扶養申告をするとき

出産手当金又は傷病手当金の支給日額を確認できる書類

（被扶養者現況届による確認調査）

第 24 条 組合は、被扶養者として認定されている者について、施行規程第 97 条の規定により、被扶養者資格としての要件を継続して備えていることの確認として、次の各号に規定する内容により「被扶養者現況届」を毎年 1 回組合員に提出させることができるものとする。

一 調査時点

毎年 7 月 1 日

二 調査対象者

調査時点における、調査年の 4 月 1 日現在で 18 歳以上の被扶養者

三 調査方法

「被扶養者現況届」の提出とし、「被扶養者現況届」の様式、記入要領及び添付すべき確認書類については、毎年調査実施前に組合員に対し周知・案内するものとする。

2 調査により被扶養者としての要件を備えていないことが判明した場合は、その要件を欠くに至った日に遡り、認定を取り消すものとする。当該組合員は、その事実に基づき取消の申告を速やかに行い、当該被扶養者の「資格確認書」の交付を受けている者は、併せてこれを組合に返納しなければならない。

3 一定の期間内に当該届及びこれに添付されるべき確認書類等の提出がない、又は正当な理由なく調査への回答に応じない組合員に対しては、期限を定めて当該書類等の提出又は回答を求め、それでもなお当該書類等の提出又は回答をしないときは、同条第 4 項の規定に基づき、当該被扶養者に係る資格確認書は無効とする。なお、これにより医療費等の返還が生じたときは、組合員に請求を行い、組合員は支払いの義務を負う。

4 前項の規定により資格確認書が無効とするときは、原則として所属所（課）の長を経由して（ただし、退職した組合員を除く。）当該組合員に対し、その旨通知するものとする。

5 本条に定める事務を行うに当たり、本基準中、被扶養者を新たに認定することに関する各条項の規定については、既に被扶養者として認定されている者についても準用するものとし、その場合において「認定対象者」とあるのは、「現に被扶養者で、かつ、これに係る確認を受ける者」と読み替えるものとする。

（職権による被扶養者認定の取消し）

第 25 条 組合員からの申告が当初より虚偽であること、又は前条に規定する確認調査等により被扶養者としての要件を明らかに欠いていることが判明した場合は、組合員に対し速やかに取消の申告を促すこととするが、申告及び確認書類の提出がないときは、当該事実が現在まで継続していると客観的な証拠を以て推認できる最旧の日に遡及の上、職権にて被扶養者の認定を取り消すことができるもの

とする。なお、これにより医療費等の返還が生じたときは、組合員に請求を行い、組合員は支払いの義務を負う。

- 2 前項の規定により被扶養者としての資格を取り消すときは、第 19 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、同項第 2 号の規定を準用して、当該組合員に対し、その旨通知するものとする。

(その他雑則)

第 26 条 被扶養者の認定基準・取扱いについては、各保険者の裁量に委ねられており、本基準中の取扱いについても、他の共済組合とは異なる場合がある。

- 2 この基準に定めるもののほか、被扶養者の認定等に関し、必要な事項は別に定めることとする。
- 3 この基準により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くと認められる場合は、その具体的事情に照らし、最も妥当と認められる認定を行うこととする。

(施行期日)

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 29 日改正）

この改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

【別表第 1－①】

(父母等の被扶養者認定合算収入基準表)

凡例：○…認 定 ×…不認定

	父母のいずれか一方 A	Aの配偶者 B	合算収入基準額	認定の可否	
	年収額 ①	年収額 ②	(①+②) × 85%	A	B
父母ともに 60 歳未満 (障害年金受給者を除く)	130 万円未満	130 万円未満	221 万円未満	○	○
	130 万円以上	130 万円未満	221 万円未満	×	○
	130 万円以上	130 万円未満	221 万円以上	×	×
	130 万円以上	130 万円以上	221 万円以上	×	×
父母のいずれかが 60 歳以上又は障害 年金受給者(A)とその 配偶者(B)	180 万円未満	130 万円未満	263 万 5 千円未満	○	○
	180 万円以上	130 万円未満	263 万 5 千円未満	×	○
	180 万円以上	130 万円未満	263 万 5 千円以上	×	×
	180 万円以上	130 万円以上	263 万 5 千円以上	×	×
父母ともに 60 歳以 上又は障害年金受 給者	180 万円未満	130 万円未満	306 万円未満	○	○
	180 万円以上	130 万円未満	306 万円未満	×	○
	180 万円以上	130 万円未満	306 万円以上	×	×
	180 万円以上	130 万円以上	306 万円以上	×	×

※) 一般に 2 人世帯の生計費は、食料費や光熱水費等住居関係費を共通経費として圧縮できるため、1 人世帯の生計費の 2 倍を下回るとされることから、単独の認定基準額の合算額からこの点を考慮した 15% 分と割落率とし、85% を合算額に乗じたものを「合算収入基準額」とする。

※) 認定対象者と直系血族等親族（兄弟姉妹）間での相互扶助義務を考慮するときは、父母等を「直系血族等（兄弟姉妹）」と読み替えて使用すること。

【別表第 1－②】

(被扶養者認定合算収入基準表)

認定対象者が複数（2 人以上）の場合の収入基準額の算式

<算式②>

$$(130 \text{ 万円} \times n' + 180 \text{ 万円} \times n'') \times (85\%)^{n-1}$$

ただし、 $n = n' + n''$

費目別、世帯人員別標準生計費（令和 6 年 4 月）

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	32,960	41,900	54,450	67,010	79,570
住 居 関 係 費	45,350	50,820	46,850	42,880	38,910
被 服 ・ 履 物 費	5,970	5,580	8,510	11,450	14,390
雑 費 I	24,220	33,210	50,890	68,590	86,280
雑 費 II	10,610	19,130	24,040	28,960	33,870
計	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020

(例) 別居している母（62 歳）と弟妹 2 人（いずれも学生）を仕送りにて扶養しようとする場合の収入基準額は、以下。

$$(130 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} + 180 \text{ 万円} \times 1 \text{ 人}) \times (85\%)^{3-1} = 440 \text{ 万円} \times 72.25\% = 318 \text{ 万円 (単位未満四捨五入)} \quad \text{※} \underline{318 \text{ 万円}} \text{ が 3 人世帯の場合の収入基準額}$$

【別表第2】

(事業収入における必要経費の取扱い)

事業収入		農業所得		不動産所得	
売上原価（仕入れ等）	○	雇人費	×	給料・賃金	×
給料・賃金	×	小作料・賃借料	▲	減価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	▲
利子割引料	×	利子割引料	×	利子割引料	×
地代家賃	▲	とも補償費	○		
貸倒金	×				
租税公課	×	租税公課	×	租税公課	×
荷造運賃	○	種苗費	○	損害保険料	×
水道光熱費	▲	素畜費	○	修繕費	○
旅費交通費	▲	肥料費	○	雑費	×
通信費	▲	飼料費	○		
広告宣伝費	×	農具費	○		
接待交際費	×	農薬衛生費	○		
損害保険料	×	諸材料費	×		
修繕費	○	修繕費	○		
消耗品費	○	動力光熱費	▲		
福利厚生費	×	作業用衣料費	×		
雑費	×	農業共済掛金	×		
加盟料	×	荷造運賃手数料	×		
支払手数料（ロイヤリティ）	×	土地改良費	○		
図書費	▲	作業委託費	×		
教材費	○	雑費	×		
研修費	×				
青色申告特別控除額	×				
会議費	×				
委託費	×				
衛生費	○				
作業用衣料費（衣装等）	×				

上表にない費目については、その都度事業内容等により判断する。

(表(科目)の見方)

○…当組合が直接的必要経費として認める経費

▲…住所と事業所所在地が同一の場合等は、事業分と家計消費分とが明確に区分されている場合、又は合理的な基準での家事按分した結果により経費算入額を決定する。運送業や宅配業、訪問販売等における旅費交通費等は職種によって認める場合もある。図書費は個人経営の学習塾等に限定的に認める。

×…当組合では直接的必要経費としては認めない経費

【別表第3】

(収入額の推計方法)

収入区分			将来の収入推計額
年額	公的年金		申告時の公的年金等の支給年額（未決定の年金については試算額）
	上記以外の収入		過去の収入実績額を基に将来の収入を推計した額
月額	給与収入	月給制	(月給額 + 諸手当) + (年間賞与 ÷ 12)
		日給制	(日給額 × 週平均勤務日数 × 4 + 諸手当) + (年間賞与 ÷ 12)
		時給制	(時給額 × 週平均勤務時間数 × 4 + 諸手当) + (年間賞与 ÷ 12)
	雇用保険		再就職手当・就業促進定着手当
日額	雇用保険		基本手当日額
	傷病手当金		傷病手当金日額
	育児休業給付金		育児休業給付金日額

※複数の収入がある場合には、月額や年額に換算したうえで合算して算定する。

【別表第4】

(国内居住要件の例外措置に該当する場合)

例外として認められる事由	確認書類の例 (原本の提出不可の場合は写しを提出)
① 外国に一時的に留学する学生	ビザ（査証）、学生証、在学証明書、入学証明書等
② 外国に赴任する組合員に同行する者	ビザ（査証）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等
③ 観光、保養又はボランティア活動等就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	ビザ（査証）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等
④ 組合員の外国の赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等
上記以外の事由で日本国内に生活の基礎があると認められる者	※厚労省保険局に相談しながら個別に判断。

【別表第5】（被扶養者認定 提出書類一覧）

全員が必要な書類（認定時の基本書類）

★…共済組合の指定様式を使用（キャビネット，C4th，外部公式ホームページ掲載）。

添付書類はコピー可。ただし，改ざん防止用紙等のため判読に堪えない場合は原本を提出。

被扶養者申告書★＋個人番号申告票★（マイナンバーカード㊟，個人番号記載の住民票の写し，個人番号通知カード㊟等書類添付）のほか，認定対象者の別や収入状況に応じて確認書類（Ⅰ，Ⅱ）を下表から確認し，添付のうえ提出。

確認書類Ⅰ（事由・身分・その他）	認定対象者					
	子			配偶者	父母	その他
	18歳未満		18歳以上			
	出生	以外出生				
戸籍個人（全部）事項証明書（戸籍抄（謄）本）		○	○	○	○	○
出生届受理証明書	○					
健康保険資格喪失証明書		○	○	○	○	○
市区町村長発行の所得証明書			○	○	○	○
国民年金第3号被保険者関係届 ★（60歳以上配偶者不要） ※短期組合員は給与担当課へ提出				○		
組合員及びその配偶者双方の収入を確認できる書類 （配偶者が被扶養者の場合不要）	○	○				
配偶者の扶養手当無支給証明書 （配偶者が被扶養者の場合不要）	○	○				
世帯全員の住民票の写し					○	○
扶養協議書 ★					○	○
認定対象者の配偶者（優先扶養義務者）に係る収入を確認できる書類					○	○

確認書類Ⅱ（収入等の状況）	収入状況（申請日から今後1年間）			
	今後収入あり		今後収入なし	
	給与・事業収入	年金収入	退職	雇用保険受給終了
収入見込額を推計できる書類	○			
直近の年金通知書		○		
離職票-1及び-2 ※未交付の場合後日提出可			△	
雇用保険受給資格者証（両面）				○
学生証・在学証明書（学生の場合）	△			
障害者手帳	△			
仕送りを証明する書類（別居の場合） ※学生特例を除く	△			

【別表第6】（被扶養者認定 提出書類一覧）

＜配偶者の場合＞

★…共済組合の申請様式を使用（キャビネット、C4th、外部公式ホームページ掲載）。

※添付書類はコピー可。ただし、改ざん防止用等のため判読に堪えない場合は原本を提出。

必 須 書 類	
（①は事実発生後原則5日以内の提出が必要、その他は速やかに提出してください。）	
①	被扶養者申告書 ★
②	戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
③	健康保険資格喪失証明書 直前に加入していた健康保険発行の証明書 国民健康保険加入の場合は国民健康保険発行の「資格情報通知書」
④	個人番号申告票 ★ 個人番号確認資料添付
⑤	市区町村長発行の所得証明書 1月1日（5月以前に申告する場合は前年1月1日）住民登録している市区町村発行で収入額記載の証明書 市区町村により名称が異なる
⑥	国民年金第3号被保険者関係届 ★（配偶者が60歳以上の場合は不要） 届書へ基礎年金番号又は個人番号を記載。基礎年金番号を記載した場合は番号を確認できる書類を添付 ※短期組合員は給与担当課へ提出

そ の 他 必 要 書 類 （複数に該当する場合は、必要となる書類すべて必要）				
	今後収入あり		今後収入なし	
	給与・事業収入	年金収入	退職	雇用保険受給終了
収入見込を推計できる書類 直近3か月分の給与明細書 給与支払額見込証明書 雇用契約書（給与、手当、健康保険加入の有無記載）等 事業収入の場合は最新の確定申告書及び収支内訳書	○			
直近の年金通知書 年金裁（改）定通知書又は振込通知書		○		
離職票-1及び-2 雇用保険に加入していた場合必要 未交付の場合は後日提出可			△	
雇用保険受給資格者証（両面写） 最後の認定（支給）期間及び支給終了の印字があるもの				○
学生証	△			
障害者手帳	△			
仕送りを証明する書類 通帳、振込依頼書、現金書留封筒 組合員と被扶養者の氏名、仕送り金額を確認できる書類	△			

○印…必須、△印…該当の場合必要、空欄…不要

上記以外の書類が必要な場合があります。

《子 18 歳未満の場合》

★…共済組合の申請様式を使用（キャビネット、C4th、外部公式ホームページ掲載）。

※添付書類はコピー可。ただし、改ざん防止用等のため判読に堪えない場合は原本を提出。

必 須 書 類 （①は事実発生後原則 5 日以内の提出が必要、その他は速やかに提出してください。）	
①	被扶養者申告書 ★
②	戸籍個人事項証明（戸籍抄本） 又は 出生届受理証明書
③	個人番号申告票 ★ 個人番号確認資料添付
④	組合員及び配偶者双方の収入を確認できる書類（配偶者が被扶養者になっている場合は不要） 給与収入の場合、直近の給与明細書又は源泉徴収票 給与以外の収入がある場合、最新の確定申告書・収支内訳書等
⑤	配偶者の扶養手当無支給証明書(写)（配偶者が被扶養者になっている場合は不要） 配偶者の勤務先から証明書の交付を受ける 配偶者が仙台市職員の場合は配偶者の給与明細書

そ の 他 必 要 書 類 （複数に該当する場合は、必要となる書類すべて必要）	
出生以外の事由	健康保険資格喪失証明書 直前に加入していた健康保険発行の証明書 国民健康保険加入の場合は国民健康保険発行の「資格 情報通知書」

上記以外の書類が必要な場合があります。

※ 扶養者の変更の場合は、事前に共済組合へお問い合わせください。

《子（18歳以上の場合）》

★…共済組合の申請様式を使用（キャビネット、C4th、外部公式ホームページ掲載）。

※添付書類はコピー可。ただし、改ざん防止用等のため判読に堪えない場合は原本を提出。

必 須 書 類	
(①は事実発生後5日以内の提出が必要、その他は速やかに提出してください。)	
①	被扶養者申告書 ★
②	戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
③	健康保険資格喪失証明書 直前に加入していた健康保険発行の証明書 国民健康保険加入の場合は国民健康保険発行の「資格情報通知書」
④	個人番号申告票 ★ 個人番号確認資料添付
⑤	市区町村長発行の所得証明書 1月1日(5月以前に申告する場合は前年1月1日)住民登録している市区町村発行で収入額記載の証明書 市区町村により名称が異なる

そ の 他 必 要 書 類				
(複数に該当する場合は、必要となる書類すべて必要)				
	今後収入あり		今後収入なし	
	給与・事業収入	年金収入	退職	雇用保険受給終了
収入見込を推計できる書類 直近3か月分の給与明細書 給与支払額見込証明書 雇用契約書（給与、手当、健康保険加入の有無記載）等 事業収入の場合は最新の確定申告書及び収支内訳書	○			
直近の年金通知書 年金裁（改）定通知書又は振込通知書		○		
離職票-1及び-2 雇用保険に加入していた場合必要 未交付の場合は後日提出可			△	
雇用保険受給資格者証（両面） 最後の認定（支給）期間及び支給終了の印字があるもの				○
学生証	△			
障害者手帳	△			
仕送りを証明する書類 通帳、振込依頼書、現金書留封筒 組合員と被扶養者の氏名、仕送り金額を確認できる書類	△			

○印…必須、△印…該当の場合必要、空欄…不要

上記以外の書類が必要な場合があります。

《父母の場合》

※ 認定を受けようとする場合は事前に保険係へお問い合わせください。

★…共済組合の申請様式を使用（キャビネット、C4th、外部公式ホームページ掲載）。

※添付書類はコピー可。ただし、改ざん防止用等のため判読に堪えない場合は原本を提出。

必 須 書 類	
(①は事実発生後原則５日以内の提出が必要、その他は速やかに提出してください。)	
①	被扶養者申告書 ★
②	戸籍全部事項証明（戸籍謄本） 組合員との続柄及び家族構成を確認できるもの
③	健康保険資格喪失証明書 直前に加入していた健康保険発行の証明書 国民健康保険加入の場合は国民健康保険発行の「資格情報通知書」
④	世帯全員の住民票の写し 個人番号省略のもの
⑤	市区町村長発行の所得証明書 １月１日（５月以前に申告する場合は前年１月１日）住民登録している市区町村発行で収入額記載の証明書 市区町村により名称が異なる
⑥	個人番号申告票 ★ 個人番号確認資料添付
⑦	被扶養者に関する協定書 ★ 組合員以外の扶養義務者（認定対象者の配偶者、兄弟姉妹）からの協議
⑧	認定対象者の配偶者に係る収入を確認できる書類

そ の 他 必 要 書 類				
(複数に該当する場合は、必要となる書類すべて必要)				
	今後収入あり		今後収入なし	
	給与・事業収入	年金収入	退職	雇用保険受給終了
収入見込を推計できる書類 直近３か月分の給与明細書 給与支払額見込証明書 雇用契約書（給与、手当、健康保険加入の有無記載）等 事業収入の場合は最新の確定申告書及び収支内訳書	○			
直近の年金通知書 年金裁（改）定通知書又は振込通知書		○		
離職票-１及び-２ 雇用保険に加入していた場合必要 未交付の場合は後日提出可			△	
雇用保険受給資格者証（両面） 最後の認定（支給）期間及び支給終了の印字があるもの				○
障害者手帳	△			
仕送りを証明する書類 通帳、振込依頼書、現金書留封筒 組合員と被扶養者の氏名、仕送り金額を確認できる書類	△			

○印…必須、△印…該当の場合必要、空欄…不要

上記以外の書類が必要な場合があります。

《祖父母の場合》

※ 認定を受けようとする場合は事前に保険係へお問い合わせください。

★…共済組合の申請様式を使用（キャビネット、C4th、外部公式ホームページ掲載）。

※添付書類はコピー可。ただし、改ざん防止用等のため判読に堪えない場合は原本を提出。

必 須 書 類	
(①は事実発生後原則５日以内の提出が必要、その他は速やかに提出してください。)	
①	被扶養者申告書 ★
②	戸籍全部事項証明（戸籍謄本） 組合員との続柄及び家族構成を確認できるもの
③	健康保険資格喪失証明書 直前に加入していた健康保険発行の証明書 国民健康保険加入の場合は国民健康保険発行の「資格情報通知書」
④	世帯全員の住民票の写し 個人番号省略のもの
⑤	市区町村長発行の所得証明書 １月１日（５月以前に申告する場合は前年１月１日）住民登録している市区町村発行で収入額記載の証明書 市区町村により名称が異なる
⑥	個人番号申告票 ★ 個人番号確認資料添付
⑦	被扶養者に関する協定書 ★ 組合員以外の扶養義務者（認定対象者の子供）からの協議
⑧	認定対象者の子供に係る収入を確認できる書類

そ の 他 必 要 書 類				
(複数に該当する場合は、必要となる書類すべて必要)				
	今後収入あり		今後収入なし	
	給与・事業収入	年金収入	退 職	雇用保険受給終了
収入見込を推計できる書類 直近３か月分の給与明細書 給与支払額見込証明書 雇用契約書（給与、手当、健康保険加入の有無記載）等 事業収入の場合は最新の確定申告書及び収支内訳書	○			
直近の年金通知書 年金裁（改）定通知書又は振込通知書		○		
離職票-１及び-２ 雇用保険に加入していた場合必要 未交付の場合は後日提出可			△	
雇用保険受給資格者証（両面） 最後の認定（支給）期間及び支給終了の印字があるもの				○
障害者手帳	△			
仕送りを証明する書類 通帳、振込依頼書、現金書留封筒 組合員と被扶養者の氏名、仕送り金額を確認できる書類	△			

○印…必須、△印…該当の場合必要、空欄…不要

上記以外の書類が必要な場合があります。

《兄弟姉妹の場合》

※ 認定を受けようとする場合は事前に保険係へお問い合わせください。

★…共済組合の申請様式を使用（キャビネット、C4th、外部公式ホームページ掲載）。

※添付書類はコピー可。ただし、改ざん防止用等のため判読に堪えない場合は原本を提出。

必 須 書 類	
(①は事実発生後原則５日以内の提出が必要、その他は速やかに提出してください。)	
①	被扶養者申告書 ★
②	戸籍全部事項証明（戸籍謄本） 組合員との続柄及び家族構成を確認できるもの
③	健康保険資格喪失証明書 直前に加入していた健康保険発行の証明書 国民健康保険加入の場合は国民健康保険発行の「資格情報通知書」
④	世帯全員の住民票の写し 個人番号省略のもの
⑤	市区町村長発行の所得証明書 １月１日（５月以前に申告する場合は前年１月１日）住民登録している市区町村発行で収入額記載の証明書 市区町村により名称が異なる
⑥	個人番号申告票 ★ 個人番号確認資料添付
⑦	被扶養者に関する協定書 ★ 組合員以外の扶養義務者（認定対象者の親、兄弟姉妹）からの協議
⑧	認定対象者の親に係る収入を確認できる書類

そ の 他 必 要 書 類				
(複数に該当する場合は、必要となる書類すべて必要)				
	今後収入あり		今後収入なし	
	給与・事業収入	年金収入	退職	雇用保険受給終了
収入見込を確認できる書類 直近３ヶ月分の給与明細書 給与支払額見込証明書 雇用契約書（給与、手当、健康保険加入の有無記載）等 事業収入の場合は最新の確定申告書及び収支内訳書	○			
直近の年金通知書 年金裁（改）定通知書又は振込通知書		○		
離職票-１及び-２ 雇用保険に加入していた場合必要 未交付の場合は後日提出可			△	
雇用保険受給資格者証（両面） 最後の認定（支給）期間及び支給終了の印字がある者				○
学生証	△			
障害者手帳	△			
仕送りを証明する書類 通帳、振込依頼書、現金書留封筒 組合員と被扶養者の氏名、仕送り金額を確認できる書類	△			

○印…必須、△印…該当の場合必要、空欄…不要

上記以外の書類が必要な場合があります。

【別表第 7】（被扶養者取消 提出書類一覧）

※添付書類は写しで結構です。

取消の理由		添付書類等
他の健康保険に加入		新しく加入した健康保険発行の「資格情報通知書」
収入増加	就職 (基準額を超過見込)	就職年月日を確認できる書類 (辞令、雇用条件通知書等)
	給与収入が月額基準額を 3 か月連続で超過	収入を確認できる書類 (超過する前月からの給与明細書、給与証明書等)
	収入が年額基準額を超過	収入を確認できる書類 (所得証明書、給与明細書、給与証明書、事業収入の場合は確定申告書及び収支内訳書)
	夫婦の合算収入基準額を超過	収入を確認できる書類
	年金・恩給の裁(改)定により基準額を超過	年金・恩給裁(改)定通知書
雇用保険を受給開始 (基本手当日額 3,612 円以上)		雇用保険受給資格者証の両面
組合員以外の者が扶養手当を受給		事実を確認できる書類
別居（同居条件の被扶養者）		新しい住所地の住民票の写し
死亡		死亡の事実を確認できる書類 (埋火葬許可証、死亡診断書、戸籍個人事項証明書等)
離婚		戸籍全部(個人)事項証明 (戸籍謄(抄)本) 又は 離婚届受理証明書
離婚により子の扶養者が相手方になった		戸籍全部(個人)事項証明 (戸籍謄(抄)本) 又は 離婚届受理証明書
婚姻により扶養者が被扶養者の配偶者になった		戸籍全部(個人)事項証明 (戸籍謄(抄)本) 又は 婚姻届受理証明書
扶養者の変更		共済組合へお問い合わせください

<被扶養者認定関連通達集>

○ 収入がある者についての被扶養者の認定について

(昭和 52 年 4 月 6 日)

(保発第 9 号・庁保発第 9 号)

(各道府県知事あて厚生省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知)

健康保険法第 1 条第 2 項各号に規定する被扶養者の認定要件のうち「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否かの判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとしてきたところであるが、保険者により、場合によっては、その判定に差異が見受けられるという問題も生じているので、今後、左記要領を参考として被扶養者の認定を行われたい。

なお、貴管下健康保険組合に対しては、この取扱要領の周知方につき、ご配意願いたい。

記

- 1 被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が被保険者と同一世帯に属している場合
 - (1) 認定対象者の年間収入が 130 万円未満(認定対象者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては 180 万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。
 - (2) 前記(1)の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が 130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては 180 万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているときと認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。
- 2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合
認定対象者の年間収入が、130 万円未満（認定対象者が 60 歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては 180 万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。
- 3 前記 1 及び 2 により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。
- 4 前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後の被扶養者の認定について行うものとする。
- 5 被扶養者の認定をめぐって、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の都道府県保険課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする。
- 6 この取扱いは、健康保険法に基づく被扶養者の認定について行うものであるが、この他に船員保険法第 1 条第 3 項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。

○ 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

(令和 3 年 4 月 30 日)

(／保保発 0430 第 2 号／保国発 0430 第 1 号／)

(都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)・全国健康保険協会・健康保険組合・健康保険組合連合会・地方厚生(支)局あて厚生労働省保険局保険課長・厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)
(公印省略)

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定については、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」(昭和 60 年 6 月 13 日付け保険発第 66 号・庁保険発第 22 号通知。以下「昭和 60 年通知」という。)により対応いただいているところであるが、令和元年に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第 9 号)に対する附帯決議として、「年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること」が付されたところである。

これを踏まえ、夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について、今般、別紙のとおり行うこととしたので、円滑に運営いただくとともに、都道府県におかれて、貴管内市町村(特別区を含む。)及び国民健康保険組合に周知いただくようお願いする。

なお、本通知をもって昭和 60 年通知は廃止する。

[別紙]

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

1 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。

- (1) 被扶養者とすべき者の員数に関わらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後 1 年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。)が多い方の被扶養者とする。
- (2) 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の 1 割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- (3) 夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当(以下「扶養手当等」という。)の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

なお、扶養手当等の支給が認定されていないことのみを理由に被扶養者として認定しないことはできない。

- (4) 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。

当該通知には、認定しなかった理由(年間収入の見込み額等)、加入者の標準報酬月額、届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて次に届出を行う保険者等に提出する。

- (5) (4)により他保険者等が発出した不認定に係る通知とともに届出を受けた保険者等は、当該通知に基づいて届出を審査することとし、他保険者等の決定につき疑義がある場合には、届出を受理した日より 5 日以内(書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。)に、不認定に係る通知を発出した他保険者等と、いずれの者の被扶養者とすべきか年間収入の算出根拠を明らかにした上で協議する。

この協議が整わない場合には、初めに届出を受理した保険者等に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とする。

標準報酬月額が同額の場合は、被保険者の届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。なお、標準報酬月額に遡及訂正があった結果、上記決定が覆る場合は、遡及が判明した時点から将来に向かって決定を改める。

(6) 夫婦の年間収入比較に係る添付書類は、保険者判断として差し支えない。

2 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとする。

(1) 被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれも多い方を主として生計を維持する者とする。

(2) 被扶養者として認定しない保険者等は、当該決定に係る通知を発出する。当該通知には、認定しなかった理由(年間収入の見込み額等)、届出日及び決定日を記載することが望ましい。

被保険者は当該通知を届出に添えて国民健康保険の保険者に提出する。

(3) 被扶養者として認定されないことにつき国民健康保険の保険者に疑義がある場合には、届出を受理した日より 5 日以内(書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。)に不認定に係る通知を発出した被用者保険の保険者等と協議する。

この協議が整わない場合には、直近の課税(非課税)証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者とする。

3 主として生計を維持する者が健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 43 条の 2 に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。

ただし、新たに誕生した子については、改めて上記 1 又は 2 の認定手続きを行うこととする。

4 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。

5 被扶養者の認定後、その結果に異議がある場合には、被保険者又は関係保険者の申立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生(支)局保険主管課長(以下「保険課長」という。)が関係保険者の意見を聞き、斡旋を行うものとする。

各被保険者の勤務する事業所の所在地が異なる場合には、申立てを受けた保険課長が上記斡旋を行い、その後、相手方の保険課長に連絡するものとする。

6 前記 1 から 5 までの取扱基準は、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。

○ 国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について

(昭和 61 年 4 月 1 日)

(庁保険発第 18 号)

(各都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて社会保険庁年金保険部国民年金課長通知)

国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 7 条第 2 項に規定する主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持することの認定に基準については、昭和 61 年 3 月 31 日庁保発第 13 号「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通知により通知されたところであるが、その運用上の留意事項は次のとおりであるので、遺憾なきよう取り扱われたい。

- 1 第 3 号被保険者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が、健康保険、船員保険若しくは共済組合の被扶養者として認定されている場合又は所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者として取り扱われている場合(控除対象配偶者として取り扱われていない場合であって、前年における年間収入が 110 万円未満(認定対象者が概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては 160 万円未満)である場合を含む。)、これを第 2 号被保険者の配偶者であって、主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持している者(以下「被扶養配偶者」という。)として取り扱うこと。ただし、認定対象者がこれらに該当する場合であっても、被扶養配偶者の認定基準に該当しないことが明らかであるとき又は農業者年金の被保険者であるときは、この限りでないこと。
- 2 「第 2 号被保険者と同一の世帯に属する」とは、認定対象者が第 2 号被保険者と生計を共にし、かつ、同居している場合をいうものであること。ただし、勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は勤務等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居を要しないものとする。
- 3 「年間収入」とは、認定対象者が被扶養配偶者に該当する時点での恒常的な収入の状況により算定すること。したがって、一般的には、前年の収入によって現在の状況を判断しても差し支えないが、この場合は、算定された年間収入が今後とも同水準で得られると認められることが前提であること。なお、収入の算定に当たっては、次の取扱いによること。
 - (1) 恒常的な収入には、恩給、年金、給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で、継続して入るもの(又はその予定のもの)がすべて含まれること。
 - (2) 恒常的な収入のうち資産所得、事業所得などで所得を得るために経費を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を総額から控除し、当該控除後の額をもって収入とすること。
 - (3) 給与所得(給与、年金、恩給等)は、控除前の総額を収入とすること。
- 4 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある認定対象者の取扱いに関しては、「事実婚関係の認定について」(昭和 55 年 5 月 16 日庁保発第 15 号都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通達)及び「事実婚関係の認定事務について」(昭和 55 年 5 月 16 日庁保険発第 13 号都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長・国民年金主管課(部)長あて社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長通知)の例により事実婚関係の認定を行った後に、被扶養配偶者の認定を行うこと。

○ 精神薄弱者更生施設等に入所する被扶養者の認定等について

(平成 11 年 3 月 19 日)

(保険発第 24 号・庁保険発第 4 号)

(都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長あて厚生省保険局保険課長・社会保険庁運営部保険管理課長・社会保険庁運営部保険指導課長通知)

標記について、平成 11 年 1 月 28 日付けで総務庁行政監察局長から保険局長に対し、遠隔地被保険者証の交付に係る被扶養者の要件緩和について、あっせん(別紙)が行われたところである。

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 1 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)第 1 条第 3 項第 2 号から第 4 号までに規定する兄弟等の被扶養者の範囲に係る要件のうち「被保険者ト同一ノ世帯ニ属」するものに該当するか否かの判定は、被保険者と住居及び家計を共同にするか否かを勘案して保険者が行う取扱いとしてきたところであるが、保険者により、精神薄弱者更生施設等に入所する被扶養者の認定に当たって、その判定に差異が見受けられるという問題が生じていることから、今後、その認定及び当該被扶養者に係る遠隔地被保険者証の交付について、左記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下社会保険事務所の指導に万全を期すとともに、貴管下健康保険組合(貴都道府県下に所在する厚生大臣が管轄する健康保険組合を含む。)に対する周知指導方につき、特段の御配意を願いたい。

記

- 1 被保険者と同一の世帯に属することが被扶養者としての要件である者(従来被保険者と住居を共にしていた者に限る。)が、次に掲げる施設に入所することとなった場合においては、病院又は診療所に入院する場合と同様に、一時的な別居であると考えられることから、なお被保険者と住居を共にしていることとして取り扱い、その他の要件に欠けるところがなければ、被扶養者の認定を取り消す必要がないこと。

また、次に掲げる施設以外の施設に入所する場合であっても、施設の性格、入所する者の状態等に照らし、個別具体的な事例に即して、一時的な別居であると認められるときは、なお被保険者と住居を共にしているとして取り扱うこと。

- ・身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者授産施設
- ・精神薄弱者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に規定する精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設
- ・老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)に規定する老人保健施設

(注) 平成 11 年 4 月 1 日から、「精神薄弱者福祉法」は「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」は「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」は「知的障害者授産施設」に読み替えるものとする。

なお、前記取扱いによる被扶養者の認定は、現に当該施設に入所している者(かつて、被保険者と住居を共にしていた者に限る。)を被扶養者とする届出があった場合についても、これに準じて取り扱うものとする。

※編者注

平成 20 年 4 月 1 日から、「老人保健法」は「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正。ただし、「老人保健施設」は経過措置で名称自体は存続。

2 1 の場合において、被扶養者に係る遠隔地被保険者証の申請がなされたときは、これを交付することとして差し支えないこと。

別紙 (略)